

退職手当審査会に関する規則

(平成22年4月1日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県市町村職員退職手当支給条例（昭和37年条例第3号。以下「支給条例」という。）第19条の7第6項の規定に基づき、退職手当審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員3名をもつて組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、組合長が任命する。

2 委員は、調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、事務局長において処理する。

(会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。